

青森県全国がん登録に係る情報の提供に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録に係る実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて青森県（以下「県」という。）が行う、青森県全国がん登録に係る情報（以下「青森県全国がん登録情報」という。）及びこれに係る特定匿名化情報に関する事務処理の明確化及び標準化を行い、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）及び実施要綱において使用する用語の例によるほか、「全国がん登録情報の提供マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において定義された用語の例によるものとする。

(運用体制等)

第3条 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 法第24条第1項の規定により権限及び事務の委任を受けた者は、この要領及び「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（発行：厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター）（以下「安全管理措置マニュアル」という。）及び「全国がん登録における青森県がん情報管理要領」（以下「情報管理要領」という。）に則って、情報の提供に係る業務を行うものとする。

3 窓口組織は、情報の保護等について、全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル等に基づき適切に業務を行うものとする。

(情報及び定義情報の保管・整備)

第4条 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、情報管理リスト（様式第1号）により、当該組織内における情報及び定義情報等の存在の有無、所在及び保管状況を把握するものとする。

2 前項の規定による保管状況等の把握は年1回以上実施するものとする。

(事前相談)

第5条 窓口組織は、提供依頼申出者に対して、法及び実施要綱の趣旨、提供依頼申出ができる者、青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）による審査の要否及び方向性、安全管理義務、利用、提供、保有等の制限、秘密保持義務等について説明し、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係提供)

第6条 提供依頼申出者と提供を申し出ることのできる情報等との対応関係は、別紙2「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(提供依頼の申出)

第7条 法第18条、第19条又は第21条第8項若しくは同条第9項の規定による提供依頼申出者は、様式第2-1号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出書」及び様式第2-3号「誓約書」を、窓口組織に提出しなければならない。

2 法第20条の規定による提供依頼申出者は、様式第2-2号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出書（病院等用）」及び様式第2-3号「誓約書」を、窓口組織に提出しなければならない。

(申出時の添付書類等)

第8条 法第18条又は第19条の規定による提供依頼申請者は、前条の規定により提出する文書（以下「申出文書」という。）に様式第3号「情報利用の必要性に関する証明」を添付し、当該情報をを利用して実施する調査研究が申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを明らかにしなければならない。

2 法第21条第8項の規定による提供依頼申出者は、提供依頼申出者（法人その他の団体の申出の場合はその代表者を提供依頼申出者とし、個人の場合は当該個人とする。）ががんに係る調査研究であって医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証する書面を添付するとともに、次の各号に定める事項を明らかにしなければならない。

（1）法人その他の団体の申出の場合は、当該法人その他の団体の名称及び所在地

（2）個人の申出の場合は、当該個人の生年月日及び住所

3 提供依頼申出者は、法第18条第1項第2号若しくは第3号又は法第19条第1項第2号若しくは同項第3号に該当する場合には次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（1）調査研究等の委託等に係る契約書等の写し

（2）様式第4-1号「調査研究等の委託に係る契約について」に掲げる事項の①から⑨までの事項を記載した覚書等の写し（ただし、前号の契約書等において当該事項の記載がある場合は除く。）

（3）契約締結前である等の事情により前二号の書面を添付できない場合は、様式第4-1号「調査研究等の委託に係る契約について」（この場合、契約締結後、速やかに前二号の書面を提出することとし、情報の提供が決定された場合における当該情報の提供は、窓口組織が当該書面の提出を確認した後に行うものとする。）

4 提供依頼申出者は当該情報をを利用して実施する調査研究の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（1）委託に係る契約書の写し

（2）様式第4-2号「調査研究等の委託に係る契約について（一部委託関係）」に掲げる事項の①から⑨までの事項を記載した覚書等の写し（ただし、前号の契約書において当該事項の記載がある場合は除く。）

(3) 契約締結前である等の事情により前二号の書面を添付できない場合は、様式第4－2号「調査研究等の委託に係る契約について（一部委託関係）」（この場合、契約締結後、速やかに前二号の書面を提出することとし、情報の提供が決定された場合における当該情報の提供は、窓口組織が当該書面の提出を確認した後に行うものとする。）

(同意)

第9条 法第21条第8項の規定による提供依頼申出者は、当該提供の求めを行う青森県全国がん登録情報に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該青森県全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていることを証する書面を添付しなければならない。ただし、小児がん患者等代諾者からの同意が必要な場合においては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の「第5章 第13 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨を証する書面も添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申出に係る調査研究が法の施行日（平成28年1月1日）前に当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであって、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の同意に替えて、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年厚生労働省告示第471号）に即した措置を講じることにより申出を行うことができる。

- (1) 法の施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上の場合
(2) 次のア又はイに掲げる事情があることについて、厚生労働大臣（法第21条第8項の規定による申出の場合）の認定を受けた場合

ア 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であること。
イ がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることが調査研究の結果に影響を与えること。

3 前項の規定による同意代替措置を講じる申出の場合は、申出文書の提出と同時に、次の各号に定める書面を窓口組織に提出しなければならない。

- (1) 同意代替措置が講じられていることを証する書面
(2) 前項第1号に該当する場合は、その旨を証する書面
(3) 前項第2号の認定を受けようとする場合は、当該調査研究の実施計画及び様式第5号「同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請について（法第21条第8項の申出用）」に次のアからオまでに掲げる事項を記載した書面
ア 当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所
イ 当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間
ウ 当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数
エ 同意を得ることが前項第2号のア又はイのいずれに該当するのかの別及びその理由
オ その他必要な事項

4 窓口組織は、前項第3号の書面を受け付けた場合は、申出文書及び前項第3号の書面を厚

生労働省に送付するものとする。

- 5 窓口組織が第3項第3号の書面を受け付けた場合は、当該申請に係る厚生労働大臣の認定があった後に、第11条に定める審査を行うものとする。
- 6 窓口組織は、前項の規定により様式第5号「同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請について」を受け付けた場合は、第11条に定める審査を行うものとする。

(申出文書等の形式点検)

第10条 窓口組織は、申出文書及び添付書類（以下「申出文書等」という。）について、様式第6－1号「提供依頼申出に係る形式点検書」を用いて、形式点検を行うものとする。

(申出文書等の審査)

第11条 申出文書等が前条の形式点検に適合した場合、知事は、協議会に諮問し、協議会において様式第6－2号「提供依頼申出に係る審査報告書」を用いて審査を行うものとする。ただし、法第20条の規定による申出の場合は、必ずしも協議会による審査は要しない。

(申出文書等の記載事項の変更)

第12条 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の記載事項がある書面を改めて窓口組織に提出しなければならない。

2 知事は、前項の提出があった場合、必要に応じて協議会の意見を聞くものとする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更、人事異動に伴う担当者の変更等、形式的な変更の場合は、この限りでない。

(審査結果の通知)

第13条 知事は、第11条による協議会の審査の結果を踏まえて、提供依頼申出者に対して次の各号に掲げる通知を行う。

- (1) 申出を応諾する場合は、様式第7－1号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出に係る応諾通知書」による申出された情報を提供する旨の通知
 - (2) 申出を応諾しない場合は、様式第7－2号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出に係る不応諾通知書」による申出された情報を提供しない旨の通知
- 2 第11条ただし書により協議会における審査を行わない場合は、前項の規定を準用する。

(情報及び定義情報等の提供)

第14条 窓口組織は、前条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）による通知後、提供依頼申出者に対し、速やかに当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。この場合において、都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

第15条 窓口組織は、前条の規定による情報の提供を行う場合、安全管理措置マニュアル及び情報管理要領に従って、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 電子媒体や紙を移送する場合、配達記録が残る手段を利用すること。
 - (2) 電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供すること。
 - (3) 電子媒体によって情報の受渡しを行う場合、電子媒体について未使用品を使用すること。
 - (4) 個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して常に人を付け、鞄や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにすること。
 - (5) インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等は行わないこと(ただし、全国がん登録システムのネットワーク及び厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークは除く。)。
- 2 窓口組織は、情報の提供に当たって、利用者に対し、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること並びに罰則が適用される場合があることを必ず説明しなければならない。
- 3 窓口組織は、第1項に基づき提供依頼申出者に提供した情報について、提供依頼申出者が読み取りエラー等の障害を発見し、情報を受領してから14日以内に申し出た場合は、障害を確認した上で、提供電子媒体の交換に応じるものとする。この場合において、当該申出に係る障害が、窓口組織の帰責事由による場合は、提供依頼申出者からの返却にかかる費用及び再送付の費用を、窓口組織が負担するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認等)

第16条 利用者は、「全国がん登録 利用者の安全管理措置」(以下「利用者の安全管理措置」という。)に則った対策を講じなければならない。

(調査研究成果の公表前の確認等)

第17条 知事は、法第36条に基づき、利用者に対して、調査研究成果を公表する前に、公表予定の内容について窓口組織に報告させるものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合、窓口組織において次の各号について確認し、必要に応じて協議会の意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

- (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。
- (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。
- (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

(情報の取扱いに関する報告及び助言)

第18条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合、

法第36条に基づき、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

- 2 知事は、前項の報告において問題が解決しないと認めた場合は、法第37条に基づき、利用者に対し、情報の取扱いに関し必要な助言を行うものとする。
- 3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の取扱いに関する勧告)

第19条 知事は、前条の利用者が、法第30条第1項、第31条第1項又は同第32条の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告するものとする。

(利用期間中の対応)

第20条 知事は、利用期間（申出文書に記載した利用期間をいう。以下同じ。）中に、提供依頼申出者が次の各号に掲げる申出文書の内容を変更する必要があつて、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を提出する場合は、再度、協議会の意見を聴くものとする。

（1）成果の公表形式を変更する場合

（2）査読の結果待ちなど利用期間の延長を希望する場合

（3）利用者がセキュリティ要件を修正する場合

（4）その他申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

- 2 窓口組織は、前項の規定による協議会からの意見聴取後、提供依頼申出者に対して、速やかに様式第7-1号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出に係る応諾通知書」又は様式第7-2号「青森県全国がん登録情報等提供依頼申出に係る不応諾通知書」により、当該申出に対する審査結果の通知を行うものとする。

(利用期間終了後の処置の確認)

第21条 利用者は、利用後の処置について、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後、速やかに様式第8号「廃棄処置報告書」を窓口組織に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項により報告のあった廃棄の確実な実施について疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認するものとする。
- 3 知事は、前項の報告において問題が解決しない場合は、法第37条に基づき、利用者に対し、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。
- 4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第22条 利用者は、提供を受けた情報の利用実績について、当該利用期間の終了後、速やかに様式第9号「実績報告書」を窓口組織に提出しなければならない。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第23条 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、青森県全国がん登録情報の提供事務に関する必要な事項は、別に定める。

2 青森県地域がん登録に係る情報等の提供に係る事項は青森県がん登録事業に係る資料利用に関する取扱要領及び青森県がん登録事業患者予後情報の利用に関する取扱要領の規定に基づく。

附 則

この要領は、令和3年12月14日から施行する。

別紙 1

青森県がん情報の利用規約

令和 3 年 12 月 14 日
青 森 県 知 事

1 総則

- (1) 本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）及び青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録に係る実施要綱（令和 3 年 10 月 29 日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、青森県知事（以下「知事」という。）から情報の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- (2) 本規約は、提供依頼申出者及び利用者が、本規約を遵守すること等を内容とした情報の提供の申出に係る誓約書を知事に提出する際に、あわせて提出するものである。
- (3) 情報を提供するために必要な一切の手段については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 323 号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年省令第 127 号。以下「省令」という。）、実施要綱、青森県全国がん登録に係る情報の提供に関する事務処理要領（令和 3 年 12 月 14 日施行。以下「事務処理要領」という。）及び本規約に特別の定めがある場合を除き、知事がその責任において定める。
- (4) 提供依頼申出者及び利用者は、日本国の法令、実施要綱及び事務処理要領等に基づき、本規約を履行しなければならない。
- (5) 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (6) 本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、実施要綱及び事務処理要領の用語の定義に従うものとする。

2 情報の提供及び利用

- (1) 利用者は、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、提供を受けた情報を利用するものとする。
- (2) 利用者は、本規約、誓約書、申出文書、事務処理要綱等に従って情報を利用するものとする。
- (3) 利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

3 管理

- (1) 利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、事務処理要綱及び申出文書に記載された管理方法又は知事から指示を受けた管理方法に基づき、適正に情報を管理するものとする。
- (2) 知事が提供依頼申出者に利用状況の報告を求めた場合、提供依頼申出者は隨時対応する

こととし、報告を求められたときから 1 週間以内に報告を行うものとする。

4 利用の制限

利用者は、個人の同意、病院等の個別の了承がある場合、又は青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）が特に認める場合を除き、以下のア～エに即し、提供された情報について特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならない。

- ア 他の個人情報と連結しないこと。
- イ 個人・病院等を特定するために調査研究成果を利用しないこと。
- ウ 提供された情報について偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。
- エ 提供依頼申出者及び利用者は、都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。

5 作業委託

- (1) 提供依頼申出者が青森県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならない。
- (2) 提供依頼申出者は、(1)で認められた範囲内で、提供された情報を用いた調査研究の一部を委託することができる。ただし、委託を受けた者を利用する誓約書を知事に提出しなければならない。

6 欠陥及び障害等

- (1) 提供依頼申出者は、情報の提供媒体の受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、その結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、速やかに窓口組織に申し出るものとする。
- (2) (1)において、提供依頼申出者は、データの受領後 14 日以内に、窓口組織に対して当該データを返却し、提供媒体の交換を申し出ることができる。窓口組織は、障害を確認した上で、交換に応じるものとする。

7 申出文書等の変更

- (1) 提供依頼申出者は、申出文書の記載事項に以下のア～キの変更等の必要が生じたときは、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を直ちに窓口組織に提出しなければならない。
 - ア 利用者の人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名の変更
 - イ 利用者の追加又は除外（申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような変更は除く。）
 - ウ 成果の公表形式の変更
 - エ 利用期間の延長
 - オ セキュリティ要件の変更
 - カ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な変更

キ その他、前記以外の微細な変更

- (2) (1)において、ウ～カの変更の場合、利用者は、協議会の審査を受けるものとし、知事から応諾の通知がない限り、当該変更による情報の利用を行ってはならず、また、不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

8 監査等

知事又は知事から指示された適切な第三者は、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての監査を行う場合、提供依頼申出者及び利用者に対し通知し、通知に基づき、提供依頼申出者及び利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類を閲覧することができる。

9 情報の紛失・漏えい等

- (1) 提供依頼申出者は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに窓口組織へその内容及び原因を報告し、知事の指示に従うものとする。
- (2) (1) の漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由であって、提供依頼申出者が再度提供を希望する場合は、再度、情報の提供の申出を行うことができる。

10 情報の処理

- (1) 提供依頼申出者は、申出文書等に基づく利用者全員による情報の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物を「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（発行：厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター）中の「全国がん登録 利用者の安全管理措置」の手続きに従って廃棄し、廃棄処置報告書（様式第8号）により知事へ報告するものとする。
- (2) 提供依頼申出者は、利用期間終了前に知事が情報の廃棄を請求したとき（利用者による本規約の違反又は知事の判断による情報の提供の停止の場合を含む。）は、(1)に定める廃棄の手続きに従わなければならない。
- (3) 提供依頼申出者は、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により研究の達成が困難となった場合は、速やかに実績報告書に理由を記載して窓口組織に報告するとともに、情報を廃棄するものとする。

11 成果の公表

- (1) 提供依頼申出者は、申出文書に記載した予定時期までに情報を利用した成果を公表しなければならない。
- (2) 提供依頼申出者は、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告しなければならない。特に以下のア及びイの場合は、報告時期について留意するものとする。
- ア 論文への公表予定の場合は、投稿前に報告すること。また、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告すること。

イ 学会又は研究会等への公表予定の場合は、学会又は研究会等の発表前に抄録を報告すること。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告すること。

(3) (1) の公表にあたっては、利用者は、原則、以下のア～カその他適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにしなければならない。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承のある場合、又は協議会が特に認める場合は、この限りではない。

ア 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。

イ がん種別、年齢別、区市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿すること。

ウ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。

エ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。

オ 他の公表値と組み合わせて利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。

(4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記しなければならない。

(5) 提供依頼申出者は、申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合、窓口組織に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合において公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は、申出文書に記載した利用期間の末日から原則最大1年間を限度とする。

(6) 提供依頼申出者は、申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3か月以内に実績報告書（様式第9号）により知事へ利用実績を報告しなければならない。

12 解除

知事は、以下のア～オの事由のいずれかが発生したときは、提供依頼申出者に対し、本規約の解除を通知する。この場合、提供依頼申出者は直ちに解除を受け入れなければならないものとする。

ア 利用者が本規約に違反したとき。

イ 情報の取扱に関して利用者の重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。

ウ 申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断したとき。

エ 提供依頼申出者が知事に対し、申出文書等記載事項の変更の申請を行い、知事が、審査の結果、不応諾としたとき。

オ 利用者が情報の利用を行うことが不適切であると、知事が判断したとき。

13 法及び規約に違反した場合の措置

(1) 利用者は、法に違反した場合、法第6章の規定に基づき罰則が適用される。

- (2) 利用者は、本規約に違反し、又は利用者に本規約の解除にあたる事由が存すると認められる場合は、本規約の解除の有無にかかわらず、知事から以下のア及びイの措置がとられる場合があることを十分に理解した上で、情報を利用するものとする。
- ア 利用者に対して情報及び中間生成物の廃棄を行わせ、以後の利用を中止させること。
- イ 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこと、利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。

14 本規約の有効期間

本規約は、廃棄処置報告書及び実績報告書が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。

15 その他

提供依頼申出者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに窓口組織に相談するものとする。

別紙2（第6条関係）

提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・青森県知事 ・青森県が設立した地方独立行政法人 ・青森県もしくは地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ・上記に準ずる者として知事が定める者 	青森県のがん対策企画立案又は実施に必要ながんに関する調査研究のため	都道府県がん情報又は特定匿名化が行われた都道府県がん情報	法第18条	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報	法第21条第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の長 ・当該市町村が設立した地方独立行政法人 ・当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ・上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者 	当該市町村のがん対策企画立案又は実施に必要ながんに関する調査研究のため	都道府県がん情報又は特定匿名化が行われた都道府県がん情報	法第19条	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	都道府県がん情報又は特定匿名化が行われた都道府県がん情報及び	法第21条第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
・がんに関する調査研究を行う者	がんに関する調査研究を行うため	都道府県がん情報	法第21条第8項及び第9項	
・病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに関する調査研究のため	当該病院等から届出されたがんに関する都道府県がん情報	法第20条	